

戸山サンライズ

2013年 春号

特集

障害者の虐待防止に向けた取り組み

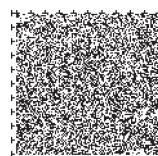
スポーツ | 視覚障害者のスポーツの場面と保障とは

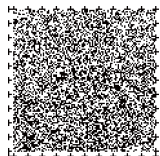
レクリエーション | ハンディキャブが開いた世界

お知らせ | 第28回 障害者による書道・写真全国コンテストのご案内



全国障害者総合福祉センター





←これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能です。

第27回障害者による書道・写真全国コンテスト

写真部門 金賞「清ら（しい）海水族館」
滋賀県 宇野 正則

（作品PR）

世間の夏休みは終わり、少し落ち着いた美ら海水族館。大水槽を元気に泳ぐジンベイザメやマンタの様子を撮りました。

（寸評）

海は私たちの命の源。いつ観ても美しく楽しいものですね。観ている人々のシルエットもふくめて、それが素直にでています。「美ら海」（ちらうみ）と言う沖縄の言葉はそのままお使いになられた方がそれぞれの文化の尊重として宜しいのでは。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、（公財）日本障害者リハビリテーション協会（全国障害者総合福祉センター）の主催により毎年開催されているものです。第27回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より245点（写真部門）にのぼる素晴らしい作品の数々が寄せられました。

目次

2013年春号

■特集：障害者の虐待防止に向けた取り組み

障害者虐待防止法はどのような法律か	曾根 直樹	1
広島県における虐待防止の取組	広島県健康福祉局障害者支援課	4
田原市における虐待防止の取組み	新井 在慶	7

■レクリエーション

ハンディキャブが開いた世界	森口 克弘	10
---------------	-------	----

■スポーツ

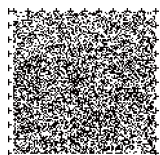
視覚障害者のスポーツの場面と保障とは	寺西 真人	13
--------------------	-------	----

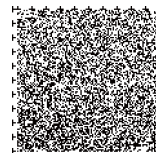
■ライフサポート

「社会保険Q & A」	高橋 利夫	16
-------------	-------	----

■お知らせ

第28回「障害者による書道・写真全国コンテスト」作品募集のお知らせ		18
-----------------------------------	--	----





障害者虐待防止法はどのような法律か

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

虐待防止専門官 曾根 直樹

1. 法の目的と虐待の禁止

平成24年10月1日から、障害者虐待防止法が施行されました。法律の正式な名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます（以下、「法」と呼びます。）。

法第1条では、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援、養護者の負担を軽減することによる虐待防止のための支援等を定めることによって、障害者の権利利益の擁護に資することなどが法の目的として定められています。

また、法第3条では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」という、障害者に対する包括的な虐待行為の禁止が規定されています。

2. 障害者虐待と定義

法では、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」による虐待を「障害者虐待」と定義し、通報義務や虐待防止措置、虐待が起きた場合の対

応などを定めています。

「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」の定義は次のとおりです。

① 養護者

障害者の身の世の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が養護者に該当します。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが該当する場合があります。

② 障害者福祉施設従事者等

障害者総合支援法等に規定する「障害者支援施設等（障害者福祉施設）」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する職員を指します。

③ 使用者

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者を指します。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主も含まれます。

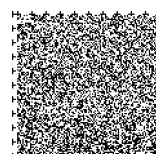
これらに該当する人が、障害者に以下の5つの行為を行った場合を、「障害者虐待」としています。

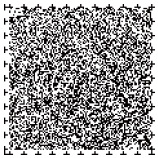
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ※障害者福祉施設従事者等・使用者の場合は「不当な差別的言動」も法に明記されています。
放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置。 ※障害者福祉施設従事者等の場合は上記「養護者以外の同居人」ではなく、他の利用者による行為を、使用者の場合は他の労働者による行為を放置すること等が該当します。
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※18歳未満の障害児に対する養護者による虐待の通報の受理や通報に対する虐待対応は、児童虐待防止法が適用されます。

※高齢者関係施設の入所者への虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用されます。

※児童福祉施設の入所者への虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。





3. 各主体の責務

国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性の理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努める責務が定められています。

国及び地方公共団体（市町村、都道府県）は、障害者虐待の防止等のために、関係省庁や関係機関、民間団体の連携強化や、支援体制の整備に努める他、これらの職務に携わる専門的知識や技術をもった人材の確保、資質向上のための関係機関の職員の研修などを実施すること及び広報、啓発活動を行うことを定めています。連携強化については、地方公共団体では障害者総合支援法に基づく協議会の専門部会を活用するなどして、連携体制を整備することが求められます。

国及び地方公共団体の障害福祉担当部局や関係機関、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉に関係する団体やそこに勤める職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士等及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることから、虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

4. 通報義務

法では、「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者」に、市町村（使用者による障害者虐待については、市町村又は都道府県）への通報義務を定めています。

「通報義務」で留意しなくてはならないことは、「障害者虐待の現場を見た者」に限らず「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者」にも定められている点です。通報を受けた場合、市町村又は都道府県、使用者による虐待の場合には都道府県労働局が関わりを持ちながら事実確認などの対応を行います。

また、法では、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報することを妨げるものと解釈してはならない。」「通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。」と明確に定め、通報者を保護しています。

5. 通報・届出の窓口

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人の通報や、虐待を

受けた障害当事者の届出を受理する窓口として、法では、市町村は障害者虐待防止センター、都道府県は障害者権利擁護センターの機能を果たすものと定められています。

障害者虐待防止センターの業務は、すべての障害者虐待の通報、届出を受理するほか、養護者による虐待防止のため、又は養護者から虐待を受けた障害者を保護するための相談や指導、助言を行うこと、虐待防止や養護者支援に関する広報・啓発を行うこととされています。

障害者権利擁護センターの業務は、使用者による障害者虐待の通報、届出を受理する他、市町村が行う虐待対応に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言、虐待を受けた障害者に関する様々な問題や養護者に対する支援の相談等を行う他、情報提供、関係機関との連絡調整、情報収集と分析、広報・啓発等を行うこととされています。

なお、通報、届出を受けた職員は、通報、届出をした人を特定させるものを漏らしてはならないと定めています。

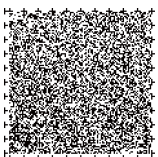
6. 虐待の防止と対応

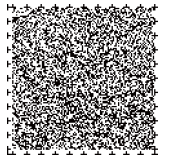
(1) 養護者による障害者虐待の場合

市町村は、養護者による障害者虐待の通報、届出を受けた場合、速やかに障害者の安全確認や事実確認を行うとともに、虐待対応に連携協力する障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等と対応について協議することになります。

虐待を受けた障害者に、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による措置を行い、障害者支援施設などに保護します。この場合、身体障害者、知的障害者以外の障害者であっても、身体障害者又は知的障害者とみなして措置することができます。また、養護者が施設などに保護した障害者を連れ戻して虐待が繰り返されるおそれがある場合などは、面会の制限を行うこともできます。さらに、必要に応じて適切に成年後見制度開始の審判の請求を行うことも法に定められています。

養護者が、虐待の通報を受けた任意の訪問調査に応じない場合で、虐待を受けている障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるなどの場合には、市町村の障害福祉担当部局の





職員は、自宅への立ち入り調査ができます。その場合、危険が予測される場合などは警察への援助を要請することとされ、警察もこれに協力するよう努めることになっています。

市町村は、養護者の負担を軽減するために、養護者に対する相談、指導、助言などの必要な支援を行います。また、養護者の負担軽減を緊急に図る必要がある場合に備えて短期入所の居室確保などを行うこととされています。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の場合

通報や届出を受けて調査した結果、虐待の事実が確認された場合は、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法、障害者総合支援法などに規定された権限を行使して、改善のための指導、勧告、命令などを行うこととされています。

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況や虐待があった場合に採った措置、虐待があった障害者福祉施設等の種別、虐待を行った職員の職種を公表します。

(3) 使用者による障害者虐待の場合

市町村又は都道府県に通報、届出があった使用者による障害者虐待事案は、都道府県労働局に報告されます。報告を受けた都道府県労働局長、労働基準監督署長、公共職業安定所長は、労働基準法等の労働関連の法律などに規定された権限を行使して、改善のための助言、指導、勧告などを適切に行うものとしています。

厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置や、虐待があった事業所の業種と規模、虐待を行った使用者と虐待を受けた障害者との関係を公表します。また、養護者による虐待や施設従事者等による虐待も含めた全体の件数や都道府県・市町村の対応等についても、都道府県経由で情報を収集の上で公表することとしています。

7. 学校、保育所等、医療機関における虐待の防止

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者、障害者を雇用する事業主には、職員や労働者に虐待防止のための研修、障害者や

その家族からの苦情解決の体制整備など、虐待防止のための措置を講ずることが義務づけられています。

特に学校、保育所等、医療機関については、これらの機関の長に責務が規定され、職員や利用者などに、障害者や障害特性に対する理解を深めるための研修や普及啓発を行うこと、障害者の虐待に関する相談体制の整備を行うこと、障害者に対する虐待が起きた場合に対処するための措置をとること等、虐待防止の措置を講ずることが義務づけられています。

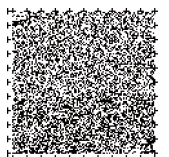
8. その他の事項

国や地方公共団体は、心身に著しく重大な被害を受けた虐待事例の分析、虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方などに関する調査研究、財産上の不当取引による被害を受け、又は受けるおそれのある障害者に対する成年後見制度開始の審判の請求、成年後見制度の周知や利用に係る経済的負担の軽減などを行うこととされています。

また、政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者の虐待防止体制の在り方などを、法施行後三年を目途に、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法律全般の見直しの状況を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。

以上、障害者虐待防止法の概要について述べてきました。

障害者虐待の防止は、虐待が起きないようにするだけに留まらず、障害者の養護者を支援することや、障害者福祉施設の職員の人権意識を高め、利用者に対する支援技術と知識を向上させることで正当な理由のない身体拘束をなくし、開かれた施設運営の中で質の高い支援を行うことや、会社などで働く障害者が、障害特性を理解した上で仕事の指導が受けられ、労働関連法規を守る会社や職場をつくることなど、前向きな取り組みにつながるはずです。国としても、今後とも引き続き障害者の権利利益の擁護が図られるよう取り組みを進めていきたいと考えています。



広島県における虐待防止の取組

広島県健康福祉局障害者支援課

1. はじめに

広島県では、障害者虐待の防止に向けて、広島県権利擁護センターの設置運営やサービス事業者等への指導などのほか、本県独自の取組として、「あいサポート運動」を通じての啓発、「広島県虐待防止連絡会議」による児童、障害者、高齢者に対する虐待及びDVの横断的な防止対策等の検討を行っています。

2. 広島県障害者権利擁護センター

(1) 障害者虐待防止法に基づき、障害者権利擁護センターを設置運営しています。

- ・ 名称 広島県障害者権利擁護センター
- ・ 所在地 広島市南区比治山本町（広島県社会福祉会館内）
- ・ 運営 社会福祉法人広島県社会福祉協議会へ委託

所長1名（兼務）、相談員（専任）1名
月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時
（夜間・休日は留守番電話）

センターは、使用者による障害者虐待の通報、届出受理のほか、相談対応、情報収集、広報・啓発などを担い、市町からの報告等や連絡調整については県の障害者支援課が対応しています。

なお、市町村が設置する障害者虐待防止センターについては、23市町（広島県には村がありません。）のうち1市が民間委託している以外は、22の市町で障害者支援担当課に受付窓口を設置しているほか、3市では相談支援事業所も受付窓口になっています。

(2) 通報等の状況

【障害者虐待の対応状況等に関する調査（H24.10.1～H25.3.31）：厚生労働省】から

表1-1 養護者による虐待

区 分	通報・届出 受理件数	虐待 件数	虐待の種類（重複あり）				
			身体的	性的	心理的	放棄等	経済的
市 町	88	33	18	—	9	7	10
県	5	0	—	—	—	—	—

表1-2 障害者施設従事者等による虐待

区 分	通報・届出 受理件数	虐待 件数	虐待の種類				
			身体的	性的	心理的	放棄等	経済的
市 町	24	(1)	—	(1)	—	—	—
県	5	1	—	1	—	—	—

※（ ）内の数値は、市町から県に報告があったもので、県の虐待の事案と重複している。

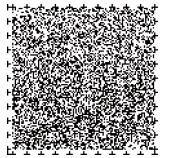
表1-3 使用者による虐待

区 分	通報・届出 受理件数	虐待 件数	虐待の種類（重複あり）				
			身体的	性的	心理的	放棄等	経済的
市 町	3	0	—	—	—	—	—
県	3	0	—	—	—	—	—
労働局 ⇒県	12	6	1	—	—	—	6

3. 広島県虐待防止ネットワーク推進会議

県では、平成24年9月まで、障害者虐待防止ネットワーク検討委員会とその中のワーキンググループにより、連携体制の構築や虐待防止マニュアルの検討、障害者虐待事案の検証を行ってきました。

障害者虐待防止法施行後は、法に規定する連携協力体制として、関係機関や当事者団体の委員で



構成する広島県虐待防止ネットワーク推進会議を設置しています。平成25年度は、権利擁護センターの体制強化や、虐待防止や虐待事案に関する市町や関係機関との連携の体制・方策などを検討します。

4 研修、指導等

(1)障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修

国の研修へ指導者を派遣し、国の研修体系に沿ったコース別の研修を実施しています。

【平成25年度のコース（予定）】

- ① 権利擁護センター・虐待防止センター担当職員等コース
- ② 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応コース

(2)事業者指導

指定障害福祉サービス事業者等を対象とした集団指導等で、県内の虐待事案等の状況や虐待防止方策等を説明するとともに、事業者向け虐待防止マニュアルを作成・周知し、活用を呼びかけることにより、障害者虐待の防止に努めています。

5. あいサポート運動

広島県では、共生社会をつくっていくため、誰もが、様々な障害の内容や特性を知り、日常生活でちょっとした配慮を実践する「あいサポート運動」を推進しています。具体的には、障害の特性や必要な配慮などについて研修を受けた「あいサポーター」を増やすとともに、関係団体の啓発活動や障害者の芸術活動への参加による「あいサポートアート展」などを通じて、差別や虐待につながる偏見や無理解を取り除いていく取組です。

本県の「あいサポート運動」は鳥取県と「あいサポート運動の推進に関する協定」を締結し、平成23年10月に始まりました。県内の「あいサポーター」は、平成26年末の目標10万人に対し、すでに7万人を超え、順調に推移しています。

6. 広島県虐待防止連絡会議

(1)広島県では、児童、障害者、高齢者に対する虐待及びDVの横断的な防止対策等を検討するため、広島県虐待防止連絡会議(以下「連絡会議」という。)を平成24年3月に設置しました。

この会議は、家庭や施設などにおける虐待や暴力をなくすために、縦割りだけでなく、関係者が情報共有し、連携して取組を検討することで、「すべての県民が安心して生活できる虐待のない社会」の実現を目指そうという試みです。

なお、県内では平成25年3月現在、4市町でもこのような児童、障害者及び高齢者の虐待防止に係る横断的な取組を行っています。

表2 広島県虐待防止連絡会議のイメージ



表3 広島県虐待防止連絡会議の委員

関係機関等	学識経験者（幼児教育科 教授）
	弁護士
	県児童養護施設協議会 会長
	病院長（児童精神科）
	県医師会常任理事
	県知的障害者福祉協会 理事
	県社会福祉協議会 事務局長
	県社会福祉士会 相談役
	県民生委員児童委員協議会 副会長
	弁護士
	介護老人保健施設 所長・高齢者総合相談センター所長
	婦人保護施設 施設長
有識者	新聞社 編集委員
	ひろしまいのちのサポーター（アナウンサー）
行政	広島市児童相談所 所長
	呉市福祉保健部 参事
	県健康福祉局 局長
事務局	こども家庭課、障害者支援課、高齢者支援課 等

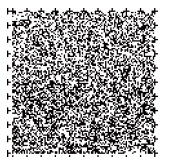


表4 広島県虐待防止連絡会議の開
催経過

- (1) 第1回〔平成24年3月24日(土)〕
- ①虐待防止に係る関係機関の連携協力等の体制整備について
 - ②虐待の未然防止に向けた情報共有について
 - ③社会への周知等について
- (2) 第2回〔平成24年9月9日(日)〕
- ①虐待等の現状報告等〔高齢者虐待、児童虐待、DV〕
 - ②ボランティアによる児童虐待防止に関する取組について〔児童虐待〕
 - ③「障害者虐待防止法」の施行に向けた取組について〔障害者虐待〕
- (3) 第3回〔平成25年3月27日(水)〕
- ①児童虐待死亡事案について〔児童虐待〕
 - ②県社会福祉士会と広島弁護士会による高齢者・障害者虐待防止に係る協定について〔高齢者虐待〕
 - ③高齢者虐待専門職員派遣事業におけるWEB会議システムの利用について〔高齢者虐待〕
 - ④障害者虐待防止法施行後の状況について〔障害者虐待〕
 - ⑤市町における横断的な取組の事例について〔児童・障害者・高齢者虐待〕

(2)連絡会議の概要

第1回の会議では、各分野の基本的な状況を報告し、各委員から自分の関係分野や専門以外についてのコメントを求めることで、共通する要因や分野の特性を浮かび上がらせました。

第2回の会議では、具体的な取組として、「安芸戦士メープルカイザー」なるご当地ヒーローに登場いただき、児童虐待防止の取組事例などについて熱く語っていただきました。

安芸戦士メープルカイザーさんは、ご自身が小学生の期に虐待を受けられた経験と、3年前に広島で起きた虐待事件で犠牲となった幼児と同じ年のお子さんを持つ親として、これ以上虐待の犠牲者を出さないように、「変身」して、街頭などで児童虐待防止活動を行っている、純粋の民間ボランティアの方です。その後、滋賀県大津市で行われたアメニティーフォーラムの講師を依頼されるな

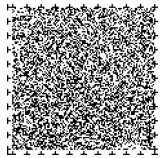
ど、今では全国版のヒーローとしての活躍も始まっています。

障害者虐待については間近(10月1日)に迫った法施行、権利擁護センターの運営開始に向けた準備状況を報告しました。

第3回目の会議では、平成24年に発生した実母の暴行による11歳の女の死亡事案の検証結果、広島弁護士会及び県社会福祉士会が高齢者・障害者虐待対応専門職チームを編成し、県や市町との委託契約により、専門職チームの派遣を行っていることと、平成25年度においては、県のWebカメラ等を活用したウェブ会議システムの活用について報告がありました。

障害者虐待については、平成24年10月以降の県障害者権利擁護センター、市町の障害者虐待防止センターの受付窓口の設置状況のほか、10月1日から12月31日までの期間の通報件数について報告を行いました。





田原市における虐待防止の取り組み

田原市障害者総合相談センター
センター長 新井 在慶

1. はじめに

田原市は、愛知県最南端にある渥美半島全域に位置し、市域の三方を海に囲まれています。一年中温暖な気候を生かした農業の生産高は全国トップクラスで、臨海部の工業地帯も発達しているまちですが、人口は約6万5千人、人口密度は340人/㎢と低く、障害福祉に関する社会資源は豊かではないまちです。このような小さなまちの取り組みが参考になるかは不安ですが、伝統ある「戸山サンライズ」を読まれる多くの皆さんに、何らかのお役に立てるのであればと思い、今回の寄稿をお受けさせて頂くこととしました。またこうして今、寄稿させて頂くことがご指導頂きました多くの皆さまにご恩返しする良き機会と信じ、稚拙ながら私なりの「田原市における虐待防止の取り組み」についてお伝えしたいと思います。

2. 「共生のまち」田原市を目指して

まずここでは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）が施行されるまでの、田原市の権利擁護の取り組みについてご紹介させて頂きたいと思います。

2006年の障害者自立支援法施行に伴い、田原市は市内3か所の社会福祉法人に相談支援事業を委託（2007年11月よりNP0法人を含む4事業所）し、事業を開始しました。それと同時に田原市障害者自立支援協議会（以下、「協議会」）の設置に奔走しましたが、当初予定していた2007年度中の設置には至らず、結果的には2008年7月という愛知県内でも遅い設置となりました。

理由は、当時の愛知県相談支援スーパーバイザー山田優氏の「聴くことが最大の権利擁護である」という言葉を順守するために、どういう協議会であれば、障害のある方とご家族にご満足頂けるのかを、あらためて「聴く」ことから始め、

その「思い」を関係者一同で議論した結果が、設置の遅れた理由であります。

2008年7月20日。晴れて協議会は発足しました。第1回会議に先立ち記念講演会を開催しました。この講演を担われたのが山田優氏です。協議会委員一同で、山田優氏から直々に「聴くことが最大の権利擁護」という言葉を聴いたのです。こうして田原市の協議会は「権利擁護」から始まりました。

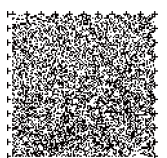
その後、この権利擁護の意識改革の取り組みは加速していきました。相談支援充実・強化事業を活用して、「権利擁護及び権利意識の開発」をテーマに年間6回の「田原ゼミナール」と銘打った研修を開催しました。さらには協議会委員を中心とした総勢22名で田原市が目指すべきまちとした東松山市を視察、共生の理念を共有するなど、様々な工夫をもって、市民の皆さんと一緒に障害のある方が暮らしやすいまち、共生のまちを目指す活動を続けてきました。

障害者虐待防止法が施行される前から、田原市が障害のある方の権利侵害が、障害のある方の自立と社会参加を妨げているということを憂い、活動してきたことがお分かり頂けるのではないのでしょうか。

3. 関係機関との連携構築

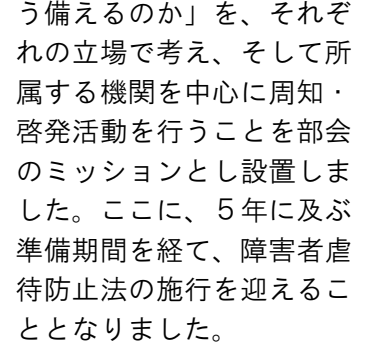
次に取り組んだのは、関係機関との連携です。「共生」は何も障害に特化したワードではありません。障害のある方が田原市で生まれ、そして人生を全うされるまでの期間、多くの機関がその方のライフステージ毎に携わる訳ですから、その多くの機関と障害福祉が繋がることで本当の意味での「共生」が勝ち取れるのではないかと考えました。

2008年、教育委員会生涯学習課が主催する田原人権ファンクション委



こうして、基幹相談センターである田原市障害者総合相談センターを中心とした、「権利擁護・虐待防止」ネットワークが構築されつつあります。

シエルタ
(市単独事)



2010年、
協議会事務
で「権利持
きなテー

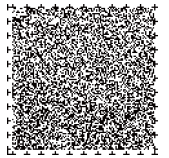
障害者総合支援法のそもそもの目的は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」とあり、また相談支援事業の目的には、「虐待の防止及びその早期発見のための関

権利擁護部会委員に、虐待者になる恐れがある「養護者」、「事業者」、「使用者」と「地域福祉課」、「子育て支援課」、「高齢福祉課」という虐待4法を担う行政担当者が集い、市内外の事例を基に、我がまち田原市では「起こり得るのか」、起こると

5. 田原市障害者虐待防止センターの概要

休日・夜間に関しては市当直室に「受付マニュアル」を作成・掲示してあり、すぐさま担当職員に緊急連絡が入ることとなっておりますが、この障害者虐待防止センターの概要に関しては他市町村と大きな差異はないかと思います。田原市としてご紹介できることとすると、この障害者虐待防止センターと虐待対応協力者として大きな役割を担うこととなっている相談支援専門員が密接に関係しているということであろうかと思います。

This micrograph shows a polymer blend with a coarse morphology. The two polymer phases are clearly visible as large, irregular, light-colored regions separated by a dark, continuous network. The overall appearance is highly heterogeneous and granular.



働することとしております。

これが田原市における障害者虐待ケースもしくは虐待が疑われるケースに速やかに関与できるというメリットであり、迅速な対応が可能となっています。

また、対応の更なる迅速化を図るため、市障害者虐待防止センターのコアメンバーに総合相談センター長も参加させ、障害の特性に関する助言だけではなく、小さなまちであるメリットとでも言いましょうか、その個人の状況に関する情報収集も行うことを可能としています。

【資料2】 田原市障害者総合相談センターの様子



(右奥が田原市地域福祉課職員)

田原市障害者総合相談センターは、障害者総合支援法及び相談支援事業の目的を順守することで、障害のある方の権利擁護・虐待防止、そして擁護者への支援を行うことができていると実感しております。

6. まとめ

障害者虐待防止法の目的は「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み（略）」とあります。田原市は、まず「そもそも「虐待とはなにか？」を知ることから始めました。辞書で調べると「むごい扱いをすること」とありました。更に「むごい」を調べてみると「見ていられない痛々しいこと」とありました。次に権利侵害の「侵害」を調べてみると「他人の権利や所有などを侵して、損害を与えること」というシンプルなものでした。ここで思ったことは、障害のある方の権利を侵すことが、一足飛びにいきなり、見ていられないほど痛々しいことにはならないのではないか？ということです。そして田原市が行

き着いた答えは、「虐待」の前に「偏見」と「差別」という段階があるということです。

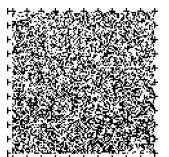
「偏見」は、「ある集団や個人に対して、客観的な根拠なしにいだかれる非好意的な先入観や判断」と、「差別」は、「取り扱いに差をつけること。特に、他よりも不当に 低く取り扱うこと」とありました。要するに、障害のある方とそこそご家族に対する「偏見」が次第にエスカレートし「差別」へと繋がり、そして最終的には「虐待」という最悪な行為へと向かっていくということだと考えました。

では、「権利」とは何か。「1. ある物事を自分の意志によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力。2. 一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として、法律が一定の者に賦与する力。3. あることをする、またはしないことができる能力・自由。」。擁護とは何か。「侵害・危害から、かばい守ること。」とあります。繰り返しになりますが、我々相談支援専門員のミッションは「虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う」ことであります。我々相談支援専門員及び田原市障害者総合相談センターは、このミッションの達成のために、障害のある方に対する虐待行為は勿論、権利侵害が起こらないまちとするために、偏見・差別の無いまちを目指しています。それが「共生のまち」田原市を目指す」というスローガンであります。

「共生」とは、「共に同じところで生活すること」。

障害の有無に関わらず、田原市で共に豊かに暮らせるまちづくり。これが我々のミッションです。

「はじめに」で書かせて頂きましたが、若輩者である私ごときの稚拙な文章で、書きあげた今、大変恥ずかしい思いをしております。しかしながら、こんな私にでもこの大役を任せて下さった方のためにも必死に書かせて頂いたことだけは偽りはございません。この機会を無駄にすることの無いよう、これからも生きづらさを抱えながら暮らす、多くの障害のある方のために精進してまいりたいと思います。



ハンディキャプが開いた世界

NP0 法人町田ハンディキャプ友の会

森口 克弘

町田ハンディキャプ友の会は、車いすを使われている方などが安全・安心して外出できるように、福祉車両を使って外出の支援をする移送ボランティアグループです。1983年に活動を開始して、今日まで30年の歴史があります。

町田市の取り組み

町田市は1970年代、革新市長の誕生により『車いすで歩けるまちづくり』をスローガンに「福祉の向上」と「市民参加」を中心とした施策が展開されていきました。

「車いすで歩ける」とは道路や建物の環境や条件を整えることで、誰もが行きたい場所に行けるということを意味しています。「やまゆり号」はそのシンボルともいえます。当時の市長は市民との対話を大切にする方でした。ある時、丘の上に建つ重度の身体障がい者施設に暮らす方から、一度街に出て買い物をしてみたいという話をきいたそうです。それをきっかけに車改造の検討が始まり、日本で初めての車いすのまま乗って移動できる昇降用のリフト付き自動車が苦心の末できました。その車は大歓迎で迎えられ、「やまゆり号」の愛称で呼ばれ、その成果として、街中や公園そしてお祭りの時にも皆と一緒に楽しんでいる車いすの方たちの姿を見かけるようになりました。

ハンディキャプ友の会の発足

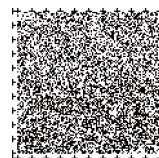
この事業は市の直営事業で、土日曜や夜間は動きません。また、平日はどうしても医療機関への通院が重点利用になってきました。1982年、前出の丘の上

の施設で暮らしていた方から『結婚したい人がいるけれど、それには施設を出ていかねばならない。できれば都営住宅で暮らしたいのだが』という相談が当時のボランティアの集まりの場「市民サロン」にありました。何人ものボランティアがともに考え、結婚式と新しい生活の援助計画をたて、その一つに「車での援助」もありました。1980年代に入って都内では移動が困難な方たちを普通車両で移送する活動が始まっていました。それに習い活動開始の呼びかけをしたところ「是非参加して利用したい」、「ドライバーとして参加したい」、「資金面や援助活動など協力参加したい」という沢山の申し出とともに事務手伝いをさせてほしいとの申し出もありました。三者がお互いに協力しあうことを基本精神としてスタートしました。それぞれの代表3人とコーディネーター役の事務局が折につけ集まり相談しながら事業を進めていく方針や姿勢はいまも変わりません。

ハンディキャプ友の会の活動

ドライバーとして参加された方々にはバスやタクシーの運転手が多く、運転技術を生かせるボランティアは魅力的で是非したかった、と言われました。

リフト付きの車両は特別養護老人ホームの好意で借りることができ、そのお礼に年末に車いす利用会員も一緒に行き、お餅つきをしてお年寄りや交歓できるいい機会をつくりました。スタートから3年、「24時間テレビ」のリフト付き車両の贈与キャンペーンに応募、幸運にも市民活動としては初めて車両を頂くことができました。



財政面では苦しい運営でしたが、やがて市、都や社協から助成が頂けるようになっていきました。その感謝の気持ちから「車いすで歩けるまちづくり」キャンペーンを企画し、地域の祭りや盆踊りなどの催しにリフト付き車両を展示し、横断幕を広げ、ピラを配りPRに努めたりしました。また、PRと同時に資金づくりとしてはじめた「たこ焼き」は「ハンディキャブ名物のたこ焼き」としてお祭りに定着していきました。

皆で考え楽しむレクリエーション

ドライバーの勉強会で、「皆でどこか楽しい所に行ってみたいなー」ということが車内の話題になって大変盛り上がった、という報告がありました。そこから「箱根バスハイク」が生まれました。

車いすの人20人、総勢80人の計画です。目的地は湖尻のキャンプ場で、昼食はバーベキューをします。乗って行くのはドライバー会員が如何にこのバスが車いすの人たちに役立つか会社に説得して了解を得た乗降口の広い路線バスにしました。トイレは皆で TENT を張って作ることにしました。しっかりと下見や研究、検討を重ね海賊船にも乗ってみようと交渉しました。当日は晴れあがり、景色のいい楽しい箱根の一日を満喫できました。出発のバスの中からワイワイとした盛り上がりは帰着まで続き、誰もが充実した一日を送れ、とても良かった、続けてやってほしいという声が沢山聞こえてきました。

こうした皆で取り組むイベントの大切さは回を重ねるごとに高まり、会の雰囲気がとても良く

なっていました。さらに、お互い同志の気遣いが変わっていくことにつながっていきました。その後のバスハイクは都庁見学と東京湾クルーズ、浅草一日ぶらぶら（写真①）、横浜ベイブリッジと港みらい地区、勝沼ぶどう狩り（写真②）、御殿場沼津や富士サファリパークなどで、美味しいお昼つきで行って来ました。



10周年記念事業は1泊旅行

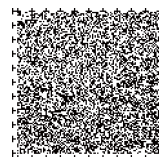
イベントのなかでも10周年記念で取り組みをした一泊旅行は大きな思い出になっています。房総半島鴨川へ行きました。フェリーに乗り移ること、シーワールドでの移動やホテルでの寝床づくりと入浴などそれまでに経験してこなかったことを2日間に凝縮して体験し、ついに寝食を共にする裸のお付き合いになりました。

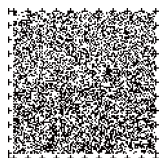
2002年には同じ活動に取り組んでいる韓国の移送サービス奉仕隊から招かれソウル市に出かけました。以後相互の交流が続いています。

こうした「旅」の参加は利用会員にとっては画期的な体験となり、家族や仲間と旅を計画し、実行するようになったそうです。

NPO法人となる

2000年に特定非営利活動法人（NPO）資格を取得し、2006年には福祉有償運送法第80条の適用認可を受けました。それまでの市民活動として取り組んできたことが認められて法や制度の充実につながってき





たのです。

2007年に大きな変化がありました。

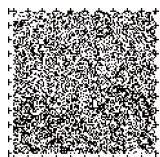
それは市が移送サービスの効率化と安定化を図るために市直営の「やまゆり号事業」の委託化と「共同配車センター」発足を決めたことでした。ハンディキャブ友の会は社協と協働して共同配車センターの運営とやまゆり号事業のうち市内分を「町田市福祉輸送サービス市民外出支援サービス事業」と呼び変えて引き継ぐことになりました。それは従来の3倍の利用会員と事業量になります。これまでの活動実績を認められてのこととして協力していくことを決めました。

30周年を祝う

2013年、発足30周年を迎えた記念事業として「ユニークパーティ」を企画しました。このパーティは発足以前から行われていた楽しい催し。会の初代会長でもあった方が中心となって開催していましたが、10年ほど前その方がお亡くなりになったことで中断してしまいました。

かつて行っていたホテル、参加した方々、その他多方面に声をかけてみると再開を待ちわびたかのように多くの協力者が集まりました。そしてパーティ開催の案内を始めると、なんと当日は280人も参加者があったのです。久々の再会を喜びあう人、料理や演奏を楽しむ人、ダンスする人達でうまりました。おいしい食事に舌鼓を打ち、エイサーや太鼓、バンド演奏に聴き入り、いつの間にか中央フロアで車いすダンスも始まっている。この日を楽しみにちょっとオシャレしてくる人もいて笑顔と笑い声で溢れていました。会の面々はホスト役に徹してサービスに励みました。良くぞやってくれました、と言われた4時間のパーティは無事に終了しました。そしてあの「旅」をやった後とおなじような満足感のある疲れを皆がもったと言います（写真③、④）。30周年記念事業は他に「NP0の集い」に参加して「車いす操作講習会」

（写真⑤）を開催、まとめとして「共に生きる」という記念誌を発行し終了しました。



③



④



⑤

終わりに

30年にわたる活動を主として行事やレクリエーションの取組みに焦点をあてて紹介しました。会の事業目標は「福祉車両の安心・安全運行実現」です。それに加えて第2目標と言えるのは、会の初心と言える「福祉のまちづくり＝車いすで歩けるまちづくり」への積極的参加をすることです。その推進エネルギー源となってきたのが、会員一体となって取り組んだ「行事」や「レクリエーション」の共同体験でありました。



視覚障害者のスポーツの場面と保障とは

筑波大学附属視覚特別支援学校

教諭 寺西 真人

今年になり、オリンピック女子柔道の暴力事件や運動部キャプテンへの暴力事件などがきっかけとなって最近、体罰・暴力・いじめのニュースが絶えない。同じスポーツ指導の立場にいる自分も考えさせられる事が多くなった。何が何処までが体罰なのか・・・。

文部科学省の体罰について出されているガイドラインと現場の自分と照らし合わせて振り返ってみたりしたが、どこで線引きが出来るのか明確なラインが見えてこない。

生徒・選手との距離や目標の設定レベルで体罰に近い指導につながるのではと感じている。

自分は平成元年に、現・筑波大学附属視覚特別支援学校、中・高体育科の教諭として着任した。以前に盲学校で1年間、非常勤講師の経験はあったものの、視覚障害者に対してのスポーツ指導は素人であった。自分が指導しやすいものと考えて水泳部を設立し、その後現在まで視覚障害者の水泳と20年前からゴールボールの指導をしてきた。

視覚障害者の水泳指導の場面では、タッピング棒を必ず持つ。これは泳者に壁を知らせる合図を出す為の棒であるが、周囲からはいつも棒を持った大声を出している怖い暴力的な指導者というイメージが大きい様である。



ロンドンパラリンピック
100平泳表彰後



ロンドン直前 JISS ブライ
ンド合宿

水泳に関しては、平成3年に河合純一という少年に出会った。その後現在までに、酒井喜和・秋

山里奈・木村敬一など、パラリンピックでメダルを獲得出来た部員達に出会い、アテネ・北京・ロンドンとパラリンピック水泳のコーチという貴重な経験をさせて頂いた。

ゴールボールでは、3大会連続盲学校のチームから数名の部員が代表チームに召集され、アテネとロンドンでメダルを獲得することが出来た。多くの方々に応援していただき支えられた結果であると思っている。特にロンドンの出発前は、タッピング棒が不足して、ヤマハ発動機(株)を中心に友人・知人に支援していただき感謝している。

また、オリンピック期間中にJISSで合宿をさせて頂き新たな一步を踏み出せた。

障害者スポーツ全体で一步前進出来たとも思っている。



ロンドンパラリンピック
水泳(視覚)

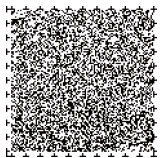


ロンドンパラリンピック
女子ゴールボール

最近、マスコミや関係者から選手育成に対して、また指導方法等の質問が多くなり、答えに詰まることも多々あった。そんなモヤモヤしている時に、共同通信社から取材があった。

以下、共同通信社取材・新聞記事抜粋

筑波大附属視覚特別支援学校で視覚障害者の水泳を長年教え、河合純一さんらパラリンピックのメダリストを何人も育て上げた寺西真人教諭は、指導上の



暴力を否定、選手を目線に立つ必要性を強調した。

質問1 指導の際に暴力をふるったことはあるか？

水泳を教える時に暴力をふるったことはない。強くなるには選手自身が強くなりたと思うことが一番大事。殴ってもやる気にはさせられない。選手ごとに別々の接し方をして、やる気を引き出すのが私のやり方。それぞれの親や兄弟になるくらいの気持ちで付き合わない選手は成長しない。

質問2 指導する上で心掛けていることは何か？

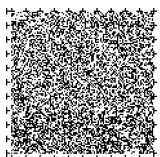
挨拶や時間を守るなど、生活態度がきちんとしていることがスポーツ選手としての基本。そこはかなり厳しく指導している。仮にパラリンピックには行けなくても、水泳を通じて人間的に成長し、社会性を身に付けてほしい。卒業後障害者だけの世界から羽ばたいて、健常者に交じって就職し自立してもらいたいと考えている。

質問3 女子柔道の五輪代表選手らが元監督の暴力などを告発したことをどう考えるか？

どういう暴力があったのかは分からないが、メダルのプレッシャーの中で監督は選手を目を自分に向けさせ、自分のやり方に従ってほしいという気持ちがあったのではないかな。ただ、代表から外されるのを恐れ、選手がなかなかコーチらにものを言えないのは、パラリンピックも同じ。女子柔道の選手たちは選手生命を懸けて声を上げたのだろう。競技団体の幹部が本当に選手のためを思っているのか、組織の方に目が向いているのかで、選手たちの声の上げやすさは変わってくる。

質問4 五輪とパラリンピックで指導方法に違いはあるか？

練習で使う器具の開発や体力づくりの方法など、パラリンピックの競技は五輪に比べると発展途上。昨年のロンドン大会でもパラリンピックの方が多くの世界新記録が出た。視覚障害者の競泳でもこれが正しいという指導法はなくずっと手探りで工夫を重ねている。練習メニューも選手とそのたびに相談して作っていく。自分の型にはめるのではなく、選手と同じ目線で一緒に頂点を目指している。



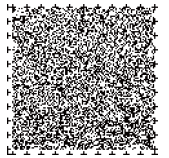
ここで2枚の写真を見て頂きたい。



左の写真は、ロープで引っ張られているスイマーの頭を棒で押えている写真である。

この練習を日直の教員が見たらしく、翌日、「可哀相な練習をしていましたね」と声をかけられた。正直ショックだったのを覚えている。クロールを泳ぐ時に頭が必要以上に揺れるのを本人に感じてもらうための練習なのだが、見る人によっては厳しく見えるのだろう。右の写真は、スポンジを引っ張る負荷練習の様子である。丁度、休憩の時なのでこやかな表情をしているが、練習中は体罰と言われても仕方のないくらい辛い練習でもある。競技レベルの高い選手だからこそ、ハードな練習に取り組む事が出来て、練習効果が出せる。この練習が初心者に対して行われていたら、拷問と言われても仕方がないかも知れない。笑い話になるかも知れないが、叩いて、殴って、強い選手が育てられるなら、自分もより筋トレをして、パワーアップすれば良いので、自分を鍛える事に重点を置くだけで、簡単に選手が育てられることになる。

視覚障害者へのスポーツ指導で健常者との大きな違いは、まず、見本や手本を見せる事が少ない事である。「こうやって、ああやって」という指示では伝わりにくく、具体的な言葉で表現をする。例えば、ビート板を持つときには、ビート板を水の上に浮かべて、丸くなっている方を進む方向に向け、そのビート板の真ん中に両手の掌を置いて肘を伸ばしましょう。といった具合である。分かり易い指示が無いと生徒・選手の成長が遅くなるのは、指導者側の問題が多いと考えている。実際は、手取り足取りの指導が多いのも事実である。次に、介助者が複数名必要であること。運動場で50Mを走る場合、伴走出来る介助者が居れば一人で済むが、大抵はスタート側に一人方向を指示し、ゴール側で手を叩いて(音源や声)でゴールを待つ二人が最低必要になる。25Mプールで泳ぐ時も、コースロープが張っていないと曲がってしまいターン側とゴール側で介助者が必要になる。スポーツ施設までの道のりも大変だが、施設に移動してから介助者の協力が必要な事が多いのが現



状である。ボランティアと指導者の育成と練習出来る場所の確保が今後の障害者スポーツを発展させるためには、絶対必要な事であろう。

文部科学省から通達されているガイドラインを見ても、線引きが状況によって難しいと思われる。また、状況が限られたものになって困惑してしまうことが多々ある気がした。

体罰という語句だけを取り上げてみると、

文部科学省ホームページより抜粋

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を突き飛ばす。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

と書かれていて、一般的に暴力的な側面が多い。しかし、事例がピンポイント過ぎて困惑してしまう。例にあげると、最初の一文だと体育以外の授業中は？休憩時間は？背中を叩いたら？どんな危険な行動？と疑問が数多く並ぶ。また、給食の時間にふざけていた生徒に口頭で注意と書かれているが、この注意した教員はどのくらいの声の大きさに注意したのだろう・・・とも感じた。教員が注意したとなっているが、生徒・児童はその注意に果たして耳を傾けたのであろうか・・・？想像することが多くなる。

最近、声が出せない教員が増えたと感じている。職場の会議でも、授業でも、盲学校に勤務しているのだから、声を出せなければ勤まらないじゃな

いか・・・とも思うことがある。ガイドラインには教員側の声の大きさについて書かれていないが、体育教師としては、学校生活や授業の中で安全確保や危険回避などで、常に相手に聞こえる様に大声を出している。不必要な大声はたぶん苦痛を与えると思うが、難聴の生徒がいる場合は、クラスの了解のもと必然的に大声になることもある。暴力的以外の体罰では

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

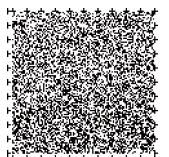
- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

と記されている。またその他に

また正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）について書かれている。運動部活動での指導のガイドラインも出されていて、学校全体のクラブ指導への関わり方や、クラブ活動中でのいじめの防止策も書かれている。

先にも述べたが、その文言単体では体罰と思われるが、やはり現場の状況的には厳しい指導であつたり、強い指導で生徒達に理解させる為に注意喚起としての行為として使われているのではと感じた。自分は「叱る」と「怒る」を使い分けているつもりである。

叱るは感情が入らず、怒るは自分の感情が入ると生徒や保護者に保護者会や面談の機会に説明をしているが、基準が合致しない限り折り合うことは難しいだろう。保護者の立場なら当然自分の子供が可愛く守りたいという気持ちは分かる。個としてなら対処できても学校とか組織の集団になった場合、個だけを保障するのは困難で、また、集団を守るのも我々の仕事である。最近のマスコミの報道の取り上げ方にも疑問を感じるが、自分は体育の授業とクラブ活動との温度差を感じながら、生徒・保護者に暴力的指導と感じられない様に注意をして、今後も選手育成をし続けたいと思っている。



社会保険 Q&A

(問) 先日、受け取った年金払込通知書に「平成25年10月分(12月支払予定)から年金額が改定されます」とありました。詳しく教えてください。

(答) お尋ねのありましたことについては、ハガキによる通知書に「平成25年度の年金額について」として、簡単な説明が記載されているところです。

1. 年金のスライド

(1) 物価スライド

始めに、年金額は、物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としており、これを物価スライドといいます。

この制度では、前年(1～12月)の消費者物価指数の変動に応じ、翌年4月分から自動的に年金額が改定されます。

昭和48年(1973年)に導入された物価スライドは、年金額の実質価値を維持し、インフレにも対応できるのが、民間の個人年金にはない公的年金の大きな特徴となっています。

(2) マクロ経済スライド

公的年金の年金額は、原則として、年金を受け始めるまでは、それまでの賃金(可処分所得)の伸びが反映されて計算され、年金を受けると、それ以降は、物価の伸びに応じて改定されていきます。

この賃金や物価の変動によるスライド率に被保険者数の減少や平均寿命の延びの分を控除して、スライド率を調整する仕組みが導入されており、これを「マクロ経済スライド」といい、このようなスライド率の調整を行うことによって、少子高齢化の下でも、年金制度を長期的に持続可能な仕組みとしています。

この措置は、平成16年(2004年)以降、賃金・物価の下落傾向が続いているため、これまで発動され

たことはありません。

2. 平成25年度の年金額

(1) 平成25年4月分から9月分までは改定なし

上記(1)の説明から、平成24年の全国消費者物価指数が前年と同様であり、年金額の改定の基準であった平成23年の指数と同じであったため、平成25年4月の年金額の改定は行われませんでした。

このため平成25年4月分から9月分までとして、6月、8月及び10月に支払われる年金額の改定は行われません。

(2) 特例水準の解消

平成25年10月分から3段階で引下げ現在の年金額は、過去(平成11年～13年)に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(「特例水準」といいます。)になっています。

このため、平成24年の国民年金法等の法律改正で、通常のスライドとは別に、平成25年10月(△1%)、26年4月(△1%)、27年4月(△0.5%)に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなったものです。

○特例水準解消による年金月額推移

(金額：円)

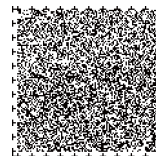
年 月	基礎年金 (満額)	厚生年金 (標準世帯)
平成25. 4～9	65,541	230,940
平成25. 10～ (△1.0%)	64,875(△666)	228,591(△2,349)
平成26. 4～ (△1.0%)	64,200(△675)	226,216(△2,375)
平成27. 4～ (△0.5%)	63,866(△334)	225,040(△1,176)

(注) 1 仮に物価・賃金が上昇も下落もしない前提のもの
2 物価・賃金が上昇した場合、物価スライドによる年金額の引上げが行われないため、特例水準解消の引下げ率は減少します。

(回答:社会保険労務士 高橋利夫)

お知らせ

第28回「障害者による書道・写真全国コンテスト」 作品募集のお知らせ



公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会・全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）では、障害のある方々の教養文化事業の一環として「障害者による書道・写真全国コンテスト」を実施しています。

このコンテストは、障害者の文化・芸術活動の促進と技術の向上、また、それらの活動を通じた積極的な自己実現と社会参加の推進を目的に、1986年から行っており、書道と写真という、どなたにも親しみやすい素材を題材に、毎年全国からたくさんの作品が寄せられています。昨年度も全国から、書道部門815点、写真部門245点（うち、携帯フォトの部20点）、合計1060点という多数のご応募をいただきました。

第22回から開始した携帯電話を使った「携帯フォトの部」も引き続き実施いたします。皆様の周りで起こった出来事や日常の場面など、お気軽にご応募ください。今回も多数のご応募をお待ちしております！！

《第27回
コンテスト入賞作品》



- 主 催：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
- 実 施：全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
- 協 力：各都道府県・指定都市障害保健福祉関係主管課／各都道府県・指定都市応募取りまとめ等協力機関／一般財団法人毎日書道会
- 後 援：株式会社福祉新聞社／障害者福祉センター等全国連絡協議会／社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会／社会福祉法人日本身体障害者団体連合会（中央障害者社会参加推進センター）／公益財団法人日本知的障害者福祉協会／公益社団法人全国精神保健福祉会連合会（順不同）

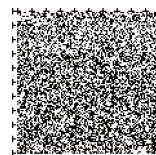
当センターHP上にも情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

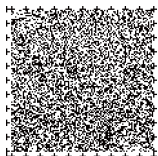
URL：<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/contest28/contest28.htm>

【携帯フォト応募用QRコード】



【コンテスト情報】





第28回 障害者による書道・写真全国コンテスト 応募要項

◆応募資格

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けている方。
- ② 難病による障害のある方。
- ③ ①または②と同等であると主催者が認めた方

但し、当コンテスト各部門において3回以上入賞されている方は審査の対象外とします。

◆募集内容

①書道部門・・・題材は自由です。(硬筆・毛筆とも可)

②写真部門・・・フリーの部(題材は自由です)

ポートレートの部(人物を題材とした作品が対象となります)

携帯フォトの部(携帯電話のカメラ機能を使ってご応募ください。題材は自由です)

※応募は各部門1人1作品まで(書道と写真双方の応募は可)とさせていただきます。

※写真部門は、フリーの部・ポートレートの部・携帯フォトの部から1つの部を選んで応募してください。

◆作品サイズ

①書道部門 半紙サイズ(約33.3cm×24.0cm)、硬筆はA4サイズ(約21.0cm×29.7cm)

※タテ・ヨコ自由

②写真部門 四ツ切、ワイド四ツ切サイズ

デジタルカメラ作品の場合はA4サイズ(約21.0cm×29.7cm)も可 ※タテ・ヨコ自由

携帯フォトの部は審査の関係上、画像サイズはVGA(640×480ピクセル)以上でご応募ください。
※その他、詳しくは『携帯フォトの部に関するお願い』をご参照ください。

◆応募方法

応募用紙に必要事項をご記入の上、作品を添えて各都道府県・指定都市の応募取りまとめ等協力機関(以下、協力機関)にご提出ください。協力機関一覧につきましては、21ページをご参照ください。

全国コンテスト事務局への個人での直接応募は審査の対象外とさせていただきますのでご注意ください。

携帯フォトの部につきましては、応募用メールアドレス(contest@abox3.so-net.ne.jp)へのご応募となりますので、ご注意ください。メール本文にお名前・年齢・ご住所・電話番号・障害種別・作品タイトル・作品PR・入賞時本名掲載の可否・入賞時障害掲載の可否を入力の上、作品を添付し送信してください。
※17ページのQRコードからもご応募いただけます。

◆応募締切日

都道府県・指定都市により締切日が違いますので、直接協力機関にお問い合わせください。

◆入賞点数

①書道部門・・・金賞10点、銀賞15点、銅賞25点程度を選定します。

②写真部門・・・フリーの部

ポートレートの部

携帯フォトの部・・・入賞5点程度を選定します。

} 金賞10点、銀賞10点、銅賞20点程度を選定します。

※入賞点数は作品の応募点数によって変更させていただくことがあります。

◆審査結果

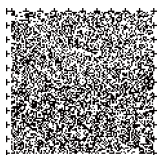
平成25年11月下旬に協力機関宛に通知いたします。入賞者ご本人へは平成25年12月9日に入賞のお知らせならびに賞状、記念品を送付いたします。

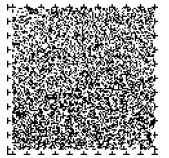
福祉新聞紙面での発表を予定しております。(平成25年冬頃に掲載を予定)

また、電話にて審査結果のご案内をいたします。(平成25年12月9日(月)開始予定)

当センターホームページ上でも審査結果を発表いたします。

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>





【入賞作品の館内展示等】

- ・全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）館内において入賞作品の展示を行います。
- ・コンテストの入賞者、入賞作品、審査員総評等は当センターホームページおよび情報誌「戸山サンライズ」に掲載いたします。

【コンテスト全般に関するお願い】

- ◆ご応募いただいた作品は返却いたしません。
- ◆作品の制作年月日は問いません。但し、他のコンテスト等に未応募のものに限ります。
- ◆ご応募いただいた作品の著作権は制作者ご本人に帰属しますが、当コンテスト事業の一環として行う審査・審査結果の発表及び広報のための印刷・展示・放送（インターネットを含む）等における使用权は、当センターに帰属するものとします。
- ◆作品は素材のみに限ります。パネル・額縁・表装等をした作品は審査対象外とさせていただきます。
- ◆公序良俗に反する表現につきましては、コンテスト事務局の判断で審査対象外とする場合がありますのでご了承ください。
- ◆ご応募いただいた方の個人情報はコンテスト事務局が責任を持って保管し、当コンテスト以外の用途に使用することはありません。

【書道部門に関するお願い】

- ◆利き手側の上肢に著しい障害のある方については、規定サイズ外の作品応募も受け付けますので、事前に事務局へご相談ください。
- ◆規定サイズの範囲内であれば、用紙の種類は問いません。（色紙も可）
- ◆裏打ち（作品のシワや折れ目を伸ばすために裏に用紙を貼ること）はせず、作品のみでご応募ください。
- ◆作品は折り曲げずにお送りください。

【写真部門に関するお願い】

- ◆人物・美術品・写真等の著作物もしくは肖像を作品に使用される場合、あらかじめ著作者・所有者や被写体となる方等から使用許諾・承諾を得た上でご応募ください。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、当センターは一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。
- ◆組写真は不可とします。

■携帯フォトの部に関するお願い■

- ◆募集作品は、カメラ付携帯電話で撮影した写真のみです。（他の機器で撮影したものや加工したものは無効）
- ◆作品は審査の関係上、必ず画像サイズをVGA（640×480ピクセル）以上に設定してください。それ以下のサイズの作品は審査対象外となりますので、ご注意ください。（設定方法については、お持ちの携帯電話の説明書をご確認ください）
- ◆作品の差し替えは行いませんのでご注意ください。複数のご応募があった場合は、最初に届いたものを審査対象とし、以降届いたものにつきましては審査の対象外とします。
- ◆ご応募は無料ですが、別途パケット料金（通信料金）が発生しますのでご注意ください。
- ◆携帯フォトの部に限り、コンテスト事務局より作品受領のメールをお送りします。応募後3日以内に作品受領のメールが届かない場合は、お手数ですがコンテスト事務局までお問い合わせください。

【作品の応募等コンテストに関するお問合せ先】

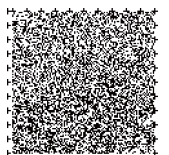
全国コンテスト事務局

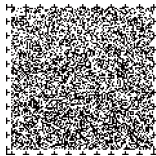
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)内 コンテスト事務局

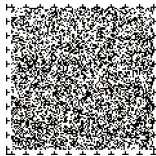
TEL:03-3204-3611 FAX:03-3232-3621

E-mail:contest@abox3.so-net.ne.jp





「第28回 障害者による書道・写真全国コンテスト」 応募用紙



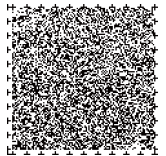
お知らせ 2013年春号

注：※のついた項目は入賞時に公表させていただきます。

フリガナ ※氏名		男 ・ 女	※年令	※応募部門	書道部門	応募される部に○をつけてください ↓	
ご住所		〒		写真部門	フリーの部・ポータルートの部		
フリガナ ※作品の題名 (必ず題名をつけてください)					TEL FAX		
障害者手帳の種類と等級 (手帳に記載されている とおりに記入してください)		身体障害者手帳 障害名 ()		※制作年月日		年 月 日	
障害の種類		療育手帳 (障害の程度)				級	
※入賞時に掲載する 障害の種類		精神障害者保健福祉手帳 (障害の程度)				級	
肢体不自由・内部障害・視覚障害・聴覚障害・音声言語機能障害・知的障害・精神障害・難病・その他 ()		注：入賞時に展示会等で公表可能な方は、該当箇所に○をつけてください (複数可)。公表不可の方は記入なしで構いません。					
※作品制作時の状況・工夫・作品のPR等、参考になる事項があればお書きください。(書道部門・写真部門いずれの応募者の方でもご記入ください。書道部門で、古典作品等の意味などがわかりでしたら、解説もお願いいたします。)							
※写真部門 参考データ		撮影地		使用カメラ (メーカー・機種名)	使用レンズ・フィルム	絞り／露出 f / ±	シャッタースピード 1 / 秒
協力機関名							

●応募の際は、この用紙をコピーしてご使用いただけます。

第28回 障害者による書道・写真全国コンテスト 応募取りまとめ等協力機関一覧



	県名等	団 体 名	〒	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
1	北海道	一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目かてで2・7	011-251-1551	011-251-0858
2	青森県	一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会	030-0122	青森市野尻今田52-4 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館内	017-738-5033	017-738-0745
3	岩手県	岩手県障がい者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-5055	019-637-7626
4	宮城県	(社福)宮城県身体障害者福祉協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県身体障害者福祉協会内	022-291-1587	022-291-1588
5	秋田県	秋田県障害者社会参加推進センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2780	018-864-2781
6	山形県	(社福)山形県身体障害者福祉協会	990-2231	山形市大字大森385	023-686-3690	023-686-3723
7	福島県	(財)福島県身体障がい者福祉協会	960-8141	福島市渡利字七社宮111 県総合社会福祉センター内	024-523-3632	024-522-1198
8	茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6 茨城県庁保健福祉部障害福祉課内	029-301-3375	029-301-3378
9	栃木県	栃木県障害者社会参加推進センター(栃木県身体障害者団体連絡協議会内)	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-678-4401	028-678-4401
10	群馬県	群馬県障害者社会参加推進センター((公社)群馬県身体障害者福祉団体連合会内)	371-0843	前橋市新前橋町13-12(群馬県社会福祉総合センター内)	027-255-6274	027-255-6275
11	埼玉県	埼玉県障害者交流センター	330-8522	さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2243	048-834-3333
12	千葉県	(社福)千葉県身体障害者福祉協会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3千葉県社会福祉センター内	043-245-1746	043-245-1578
13	東京都	府中市立心身障害者福祉センター	183-0026	府中市南町5-38	042-360-1313	042-368-6127
14	神奈川県	神奈川県障害者社会参加推進センター	221-0844	横浜市神奈川區沢渡2-2 神奈川県社会福祉会館内	045-311-8744	045-316-6860
15	新潟県	新潟県障害者交流センター	950-0121	新潟市江南区亀田内陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内	025-381-8110	025-381-1478
16	富山県	富山県障害者社会参加推進センター	930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館3F	076-444-0213	076-433-4610
17	石川県	石川県身体障害者団体連合会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館	076-232-8372	076-232-8372
18	福井県	福井県障害者社会参加推進センター	910-0026	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-27-1632	0776-25-0267
19	山梨県	(社福)山梨県障害者福祉協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階	055-252-0100	055-251-3344
20	長野県	長野県障害者社会参加推進センター	380-0928	長野市若里7-1-7 (社福)長野県身体障害者福祉協会内	026-228-0317	026-228-8006
21	岐阜県	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 福祉農業会館5階	058-273-1111 (内線2535)	058-273-9308
22	静岡県	静岡県身体障害者福祉センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-252-7829	054-255-2011
23	愛知県	一般社団法人 愛知県身体障害者福祉団体連合会	456-0024	名古屋市熱田区森後町11-12 健身会館内	052-671-8087	052-671-1108
24	三重県	(公財)三重県障害者団体連合会	514-0113	津市一身田大古曾670-2	059-232-6803	059-231-7182
25	滋賀県	(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	525-0072	草津市笠山8-5-130	077-565-4832	077-565-6434
26	京都府	京都府障害者社会参加推進センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都8F	075-251-6454	075-251-6438
27	大阪府	大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-22	06-6941-0351	06-6942-7215
28	兵庫県	(公財)兵庫県身体障害者福祉協会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4620	078-242-4260
29	奈良県	奈良県心身障害者福祉センター	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4	0744-33-3393	0744-33-1199
30	和歌山県	(社福)和歌山県身体障害者連盟	640-8034	和歌山市駿河町35	073-423-2665	073-428-0515
31	鳥取県	(社福)鳥取県身体障害者福祉協会	680-0906	鳥取市港町8 旧鳥取海会館内	0857-50-1070	0857-50-1072
32	島根県	島根県障害者社会参加推進センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5972	0852-32-5982
33	岡山県	(公財)岡山県身体障害者福祉連合会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ1F	086-223-4562	086-223-4597
34	広島県	(社団)広島県身体障害者団体連合会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-254-2505	082-254-0202
35	山口県	山口県障害者社会参加推進センター	753-0072	山口市大手町9-6	083-928-5432	083-928-5436
36	徳島県	(社福)徳島県社会福祉事業団 ノーマライゼーション促進センター	770-0005	徳島市南矢三町2-1-59 徳島県立障害者交流プラザ1階	088-634-2000	088-634-2020
37	香川県	かがわ総合リハビリテーションセンター かがわ総合リハビリテーション福祉センター	761-8057	高松市田村町1114	087-867-7686 (内線511)	087-867-0420
38	愛媛県	(公財)愛媛県身体障害者団体連合会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-4772	089-921-4844
39	高知県	(公財)高知県身体障害者連合会	780-0870	高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター内	088-872-9497	088-872-7590
40	福岡県	(公財)福岡県身体障害者福祉協会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ内	092-584-6067	092-584-6070
41	佐賀県	佐賀県障害者社会参加推進センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-29-1226	0952-29-3918
42	長崎県	長崎県障害者社会参加推進センター	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-842-8178	095-849-4703
43	熊本県	(社福)熊本県身体障害者福祉団体連合会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7 県総合福祉センター内	096-354-7371	096-354-4136
44	大分県	大分県身体障害者福祉センター	870-0907	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-558-4849	097-558-0316
45	宮崎県	宮崎県障害者社会参加推進センター	880-0007	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター4階	0985-26-2950	0985-26-2950
46	鹿児島県	(社福)鹿児島県身体障害者福祉協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートピアあこしま3階	099-228-6271	099-228-6710
47	沖縄県	(社福)沖縄県身体障害者福祉協会	901-1114	沖縄県南風原町字神里631	098-835-6611	098-835-6622
48	札幌市	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1 札幌市身体障害者福祉センター内	011-641-8853	011-641-8966
49	仙台市	(財)仙台市障害者福祉協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ8階	022-266-0294	022-266-0292
50	さいたま市	さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 地域生活支援係	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1308	048-829-1981
51	千葉市	一般社団法人 千葉市身体障害者福祉協会	260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208-2 ハーモニープラザ3階	043-209-3281	043-209-3282
52	横浜市	公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会	222-0035	横浜市港北区島山町1752 横浜ラポール3F	045-475-2060	045-475-2064
53	川崎市	(財)川崎市身体障害者協会	210-0834	川崎市川崎区大島1-8-6	044-244-3975	044-246-6943
54	相模原市	相模原市障害者福祉団体連絡協議会	252-0236	相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館4階	042-755-5282	042-752-5282
55	新潟市	新潟市 福祉部 障がい福祉課 管理係	951-8550	新潟市中央区学校町通1-602-1	025-228-1000 (内線31237)	025-223-1500
56	静岡市	NPO法人 静岡市障害者協会	420-0854	静岡市葵区城内町1-1 静岡市中央福祉センター内	054-254-6880	054-254-6880
57	浜松市	浜松市発達医療総合福祉センター	434-0023	浜松市浜北区高麗775-1	053-586-8800	053-586-8808
58	名古屋市長	(社福)名古屋市長身体障害者福祉連合会	456-0024	名古屋市長田区森後町11-12	052-682-0878	052-671-3124
59	京都市	京都市身体障害者団体連合会	604-8804	京都市中京区壬生坊城町19-4 京都市みふ身体障害者福祉会館内	075-822-0770	075-406-0790
60	大阪市	一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会	543-0021	大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内	06-6765-5636	06-6765-7407
61	堺市	特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会	590-0078	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館内	072-223-1312	072-223-1312
62	神戸市	(社福)神戸市身体障害者団体連合会	651-0016	神戸市中央区橋通3-4-1 総合福祉センター内	078-341-8644	078-341-7706
63	岡山市	岡山市障害福祉課	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1236	086-803-1755
64	広島市	広島市心身障害者福祉センター	732-0052	広島市東区光町2-1-5	082-261-2333	082-261-7789
65	北九州市	北九州市身体障害者福祉協会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階	093-883-5555	093-883-5551
66	福岡市	福岡市障がい者社会参加推進センター	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ内	092-732-6077	092-713-1393
67	熊本市	熊本市 健康福祉子ども局 障がい保健福祉課	860-8601	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2519	096-325-2358

戸山サンライズ (通巻第258号)

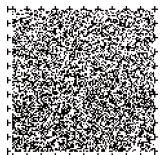
発行 平成25年8月10日

発行人 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長 炭谷 茂

編集 全国障害者総合福祉センター

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL.03(3204)3611(代表) FAX.03(3232)3621

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>



職員の福利厚生は ソウェルクラブに お任せください。

ソウェルクラブご加入のおすすめ

会員数 **新規会員募集中!**

224,000人

ソウェルクラブは、多種多様な福利厚生サービスを提供しています。
2012年10月から“クラブオブ”が加わり、一段とパワーアップしました。

サービスメニュー



職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- こころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ



職員の慶事のお祝いに

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 資格取得記念品贈呈



職員の万一の際に

- 会員死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 配偶者死亡弔慰金
- 災害見舞金



職員の自己啓発のために

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 社会福祉法人新会計基準講習会
- デズニニアカデミー
- 海外研修



職員の余暇活用のために

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 全国提携宿泊施設
- レンタカー
- 提携レジャー施設
- 会員制リゾート施設
- 国内・海外旅行
- テーマパーク
- スクール



職員の生活サポートのために

- 特別資金ローン
- ソウェル保険
- カーライフ
- 葬祭サービス
- 特別提携住宅ローン
- 住まいのサービス
- 結婚式場・結婚サービス
- ショッピング

地域に密着した事業

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

各種情報提供

- ホームページ
- ソウェルクラブFAXニュース
- 提携企業からの情報
- ハンドブック
- 情報誌

ソウェルクラブ“クラブオブ”

全国宿泊・レジャー・スポーツ・映画・カラオケ・グルメなど
約75,000か所の施設を割引価格で利用できます。

- ① 質の高い多彩なメニューが割安で利用できます。
- ② 利用施設が多いので全国各地で利用できます。
- ③ 同伴者も会員と同じ料金で利用できます。
- ④ 利用はホームページから手軽にできます。

<http://www.sowel.or.jp/>



ゆっくり過ごし、くつろぐ リゾート・宿泊

国内外のリゾートホテル、ビジネスホテル、旅館など約20,000軒が最大**80%OFF**、1泊2,500円～



休日を豊かに楽しむ レジャー・日帰り湯

お得な映画割引チケット、全国約700か所の遊園地・水族館、日帰り温泉施設、カラオケボックスなどが最大**75%OFF**



暮らしを彩る グルメ・ライフサポート

ホテルでのランチ・ディナー、レストラン、居酒屋、宅配ピザやショッピング、レンタカー、引越など生活に役立つメニューが最大**50%OFF**



リフレッシュ ビューティ&スポーツ

スポーツクラブ、ゴルフ場、テニスコートなどスポーツ施設が会員優待。マッサージ、アロマセラピー、ネイル、ヘアサロンなどが会員優待価格。



ソウェルクラブの資料請求、加入のお申し込みは



TEL ☎ 0120-292-711

社会福祉法人 福利厚生センター

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階